

令和6年大崎上島町議会（第2回）定例会会議録（第2号）

1 令和6年6月12日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1 番	閑 田 大 祐	2 番	森 若 徹
3 番	渡 辺 年 範	4 番	浜 田 幸 造
5 番	尾 尻 康 二	6 番	進 藤 雅 通
7 番	水 橋 直 行	8 番	森 ル イ
9 番	上 青 木 至	10 番	信 谷 俊 樹

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

4 番	浜 田 幸 造	5 番	尾 尻 康 二
-----	---------	-----	---------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	宮 地 丈 彦	書 記	岡 田 愛 子
--------	---------	-----	---------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	谷 川 正 芳	副 町 長	小 田 博
教 育 長	佐々木 智 彦	総 務 課 長	坂 田 誠
企 画 課 長	竹 下 良 二	税 務 課 長	平 道 龍 二
住 民 課 長	亀 井 成 美	会 計 課 長	岡 田 貴 美
福 祉 課 長	川 野 義 彦	保 健 衛 生 課 長	川 本 亮 之
地 域 経 営 課 長	三 村 竜 也	建 設 課 長	藤 原 通 伸
下 水 道 課 長	下 川 昇	教 育 課 長	山 本 秀 樹

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第 1 報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書（令和5年度大崎上島町一般会計）
について

第 2 報告第 4 号 予算繰越計算書（令和5年度大崎上島町下水道事業会計）
について

第 3 議案第 40 号 大崎上島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めるこ
とについて

- 第 4 議案第 4 1 号 大崎上島町教育委員会委員の任命につき同意を求めること
について
- 第 5 議案第 4 2 号 大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について
- 第 6 議案第 4 3 号 大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について
- 第 7 議案第 4 4 号 大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について
- 第 8 議案第 4 5 号 大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について
- 第 9 議案第 4 6 号 大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について
- 第 1 0 議案第 4 7 号 大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について
- 第 1 1 議案第 4 8 号 大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について
- 第 1 2 議案第 4 9 号 令和 6 年度大崎上島町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 3 議案第 5 0 号 財産の取得について
- 第 1 4 発議第 2 号 地方財政の充実・強化に関する意見書案
- 第 1 5 議員派遣について
- 第 1 6 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の事務調査の承認について

8 会議の経過は次のとおりである。

午前 9 時 0 0 分 開議

○議長（信谷俊樹君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（信谷俊樹君） 日程第 1、報告第 3 号繰越明許費繰越計算書（令和 5 年度大崎上島町一般会計）についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 報告第3号繰越明許費繰越計算書（令和5年度大崎上島町一般会計）について説明を申し上げます。

本報告は、令和5年度大崎上島町一般会計予算のうち、令和6年度に繰り越して使用する経費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

主な内容は、総務費では木江支所管理費など3事業で9,577万円、民生費では地域医療介護総合確保事業で1,865万9,000円、農林水産費では排水施設整備事業など5事業で1億2,160万3,000円、土木費では町道草木線改良事業など15事業で1億4,853万7,000円を、令和6年度へ繰り越したものです。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

森若議員。

○2番（森若 厳君） すいませんけど、2点ほど確認したいと思いますので、お願いします。

土木費の中に、町道大久保線改良工事1,400万円とありますが、これは6年度の主要事業に入っていないじゃけど、何で繰越になったのか、そのことが1点と、もう一つ町道上豊広線改良工事1,700万円がそのまま翌年度繰越しております。ただ、町道豊広線の場合には事業を執行しとるもんで、1,700万円は6年度に繰越しできんと思うんじゃけど、その2点だけ私に分かるように説明をしてもらえませんか。お願いします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 森若議員の質問にお答えいたします。

まず、町道大久保線改良工事でございますけれども、3月定例会において説明をさせていただいておりますけれども、この事業が他事業、用地の関係で執行できないために次年度へ繰り越しております。現年の予算では0円となっております。したがって令和6年度事業では予算がないので、説明をしておりません。よろしいですかね。

次に、上豊広線改良事業ですけれども、これについては事業は令和5年から6年に向けて継続して実施しております。完了ができておりませんので繰越ということで、継続事業ということで令和5年から6年に予算を繰り越してそのまま執行ということにしております。

す。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） 今言いますように、町道大久保線の場合には、普通でしたら、やるんじやったら主要事業として挙げて、それでかぎ括弧で継続と書いてくれば、こう思うて私も質問せんかったんです。もう一つの豊広線につきましては、これ去年の8月8日に入札をしておりますよね。それで1,450万5,000円で落札しております、ある業者がね。ということは、翌年度に1,700万円そのまま滑らんじやろ。ほいで、この主要事業の中には、豊広線については2,730万円が6年度の事業費と計算、出とりますよ。じゃけ、この1,700万円というものは、説明つかんと思うんじやがね。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 上豊広線については、令和5年に1,700万円の事業で執行する予定でございます。工事は発注して3月末に完了が少し間に合わなかった、支払いについては令和6年に回ったと記憶しております。この令和6年度についても、継続して事業を執行いたしますので、1,700万円プラス令和6年度の事業で執行する予定でございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） これで議長、終わりじやろ。

○議長（信谷俊樹君） 終わりですよ。

○2番（森若 厳君） 課長、これほじゃけん6年度に、ここに書いとるじやろう、2,730万円。これで、この事業費そのものが、1,700万円が繰り越したという、これがおかしいと言うん。事業を執行してないなら分かるよ、そのまま右にスライドしても。しとんじやったらこの数字は違うんじゃないの。どういうように理解したらいい。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 令和5年度が1,700万円の予算で事業を執行する、それから令和6年度は2,730万円で執行する予定で計上させていただいております。したがって、全事業費は合わせた合計金額になりますので、ご理解をお願いします。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第2、報告第4号予算繰越計算書（令和5年度大崎上島町下水道事業会計）についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 報告第4号予算繰越計算書（令和5年度大崎上島町下水道事業会計）について説明を申し上げます。

本報告は、令和5年度大崎上島町下水道事業会計予算のうち、令和6年度に繰り越して使用する経費について、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

内容は、公共下水道施設建設費の執行に要する経費として8,000万円を令和6年度に繰り越したものです。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第3、議案第40号大崎上島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件に入る前に、佐々木智彦君の退席を求めます。

〔教育長 佐々木智彦君 退席〕

○議長（信谷俊樹君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第40号大崎上島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて提案説明を申し上げます。

本案は、佐々木智彦氏を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

ご承知のように、佐々木氏は4月に教育長任命のお願いをいたして同意をいただきました。

た。その後、現在まで教育長として町教育行政の運営に活躍していただいておりますが、来る6月30日をもって任期満了となります。

佐々木氏は、長年教諭として勤めるとともに、広島県及び海田町教育委員会教育長を努められた経歴からも教育長として適任であり、幅広い視野で本町の教育行政をリードしていただける人材であると考えております。

なお、教育長の任命に当たっては、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとされており、任期は3年間でございます。議員各位におかれましては、本案に対し適切な決定をしていただきますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第40号大崎上島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決します。起立採決をお願いします。

本案は原案のとおり同意することについて賛成の方は起立お願いいたします。

〔起立全員〕

○議長（信谷俊樹君） 起立全員であります。したがって、議案第40号大崎上島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

佐々木君の入場を許可します。開放してください。

〔教育長 佐々木智彦君 入場〕

○議長（信谷俊樹君） ただいま大崎上島町教育委員会教育長の任命について、佐々木智

彦君が同意されました。佐々木智彦君が本議場におられますので、挨拶をお願いいたします。演台にお進みください。

○教育長（佐々木智彦君） ただいま任用を同意いただきました、佐々木智彦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本町の教育環境、非常に充実しておりまして、これからこの資源また強みを生かして、教育行政課題解決を一つ一つ図ってまいりたいと思います。議員の皆様におかれましてはご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたしまして、任用同意に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） はい、お願いします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第４、議案第４１号大崎上島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第４１号大崎上島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案説明を申し上げます。

本案は、教育委員会委員に北山博子氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

任期につきましては、令和６年７月１日から令和１０年６月３０日までの４年の任期でお願いするものであります。

なお、教育委員会委員の任命に当たっては、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することになっております。北山氏は、長年の教諭としての経歴からも本町の教育に精通されており、幅広い視野で教育行政を推進していただける人材であると考えております。議員各位におかれましては、本案に対し適切な決定をしていただきますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔起立全員〕

○議長（信谷俊樹君） 起立全員であります。したがって、議案第４１号大崎上島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第５、議案第４２号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第４２号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案説明を申し上げます。

本案は、現在農業委員会委員として活躍いただいております幸家真美氏の任期が本年７月３１日をもって満了となりますが、幸家氏を引き続き農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により議会の同意を求めるもので、任期は同法第１０条第１項の規定により３年でございます。

なお、任命に当たっては、認定農業者と中立の立場を有する者または農業に関し識見を有する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとなっており、幸家氏は中立の立場を有する者、または女性委員として適切であると考えております。

議員各位におかれましては、本案に対し適切な決定をしていただきますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑は終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔起立全員〕

○議長（信谷俊樹君） 起立全員です。したがって、議案第42号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定されました。

○議長（信谷俊樹君） これより日程第6、議案第43号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第43号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案説明を申し上げます。

本案は、現在農業委員会委員として活躍いただいております文田秀也氏の任期が本年7月31日をもって満了となりますが、文田氏を引き続き農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるもので、任期は同法第10条第1項の規定により3年でございます。

なお、任命に当たっては、認定農業者と中立の立場を有する者または農業に関し識見に関する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとなっており、文田氏は農事組合法人の組合長であり、本町の農業に精通されていることから、農業委員として適任であると考えております。

議員各位におかれましては、本案に対し適切な決定をしていただきますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

〔起立全員〕

○議長（信谷俊樹君） 起立全員であります。したがって、議案第４３号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第７、議案第４４号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第４４号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案説明を申し上げます。

本案は、農業委員会委員に下末典和氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により議会の同意を求めるもので、任期は同法第１０条第１項の規定により３年でございます。

なお、任命に当たっては、認定農業者と中立の立場を有する者または農業に関し識見を有する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとなっており、下末氏は認定農業者であり、本町の農業に精通されていることから、農業委員として適任であると考えております。

議員各位におかれましては、本案に対し適切な決定をしていただきますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

本案は原案のとおり同意することについて賛成の方はご起立をお願いいたします。

〔起立全員〕

○議長（信谷俊樹君） 起立全員であります。したがって、議案第４４号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第８、議案第４５号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第４５号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案説明を申し上げます。

本案は、現在農業委員会委員として活躍いただいております中原幸太氏の任期が本年７月３１日をもって満了となりますが、中原氏を引き続き農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により議会の同意を求めるもので、任期は同法第１０条第１項の規定により３年でございます。

なお、任命に当たっては、認定農業者と中立の立場を有する者または農業に関し識見を有する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとなっており、中原氏は認定農業者であり、本町の農業に精通されていることから、農業委員として適任であると考えております。

議員各位におかれましては、本案に対し適切な決定をしていただきますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

〔起立全員〕

○議長（信谷俊樹君） 起立全員であります。したがって、議案第４５号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第９、議案第４６号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第４６号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案説明を申し上げます。

本案は、現在農業委員会委員として活躍いただいております藤原孝一氏の任期が本年７月３１日をもって満了となりますが、藤原氏を引き続き農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により議会の同意を求めるもので、任期は同法第１０条第１項の規定により３年でございます。

なお、任命に当たっては、認定農業者と中立の立場を有する者または農業に関し識見を有する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとなっており、藤原氏は認定農業者であり、本町の農業に精通されていることから、農業委員として適任であると考えております。

議員各位におかれましては、本案に対し適切な決定をしていただきますようお願い申し

上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

〔起立全員〕

○議長（信谷俊樹君） 起立全員であります。したがって、議案第４６号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第１０、議案第４７号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第４７号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案説明を申し上げます。

本案は、現在農業委員会委員として活躍いただいております越田賢一氏の任期が本年７月３１日をもって満了となりますが、越田氏を引き続き農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により議会の同意を求めるもので、任期は同法第１０条第１項の規定により３年でございます。

なお、任命に当たっては、認定農業者と中立の立場を有する者または農業に関し識見を有する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとなっており、越田氏は認定農業者であり、本町の農業に精通されていることから、農業委員として適任で

あると考えております。

議員各位におかれましては、本案に対し適切な決定をしていただきますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立お願いいたします。

〔起立全員〕

○議長（信谷俊樹君） 起立全員であります。したがって、議案第４７号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第１１、議案第４８号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第４８号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案説明を申し上げます。

本案は、現在農業委員会委員として活躍いただいております岩崎太郎氏の任期が本年７月３１日をもって満了となりますが、岩崎氏を引き続き農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により議会の同意を求めるもので、任期は同法第１０条第１項の規定により３年でございます。

なお、任命に当たっては、認定農業者と中立の立場を有する者または農業に関し識見を

有する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとなっており、岩崎氏は、認定農業者であり、本町の農業に精通されていることから、農業委員として適任であると考えております。

議員各位におかれましては、本案に対し適切な決定をしていただきますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

〔起立全員〕

○議長（信谷俊樹君） 起立全員であります。したがって、議案第４８号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第１２、議案第４９号令和６年度大崎上島町一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第４９号令和６年度大崎上島町一般会計補正予算（第２号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和６年度大崎上島町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ１，５９２万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７６億４，１８２万３，０００円と定めるものでございます。

補正予算の主な内容は、国の令和５年度物価高騰対応重点支援交付金事業として、新たな住民税非課税世帯、新たな住民税均等割世帯、定額減税調整給付金に係る給付費及び事務費に関する経費を追加するとともに、その他事業の執行に伴い予算の補正が必要となった事業等について、所要の補正を行うものです。

第２表債務負担行為の補正では、戸籍住民登録事務諸費の追加を、第３表地方債の補正では、国庫補助金の内示、事業費等の補正に伴い、起債の限度額について補正を行っております。

歳入予算では、国庫支出金及び町債を追加計上し、繰入金により歳入歳出予算の均衡を図っております。

詳細につきましては、総務課長より説明申し上げます。慎重審議の上、決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） それでは、補正予算の詳細について説明いたします。

予算書の４ページ目をお願いいたします。

第２表債務負担行為の補正では、戸籍附票情報システム標準化、共通化事業に関わる戸籍住民登録事務諸費について追加計上しております。

５ページ目をお願いします。

第３表地方債の補正では、当該事業の事業費の追加及び財源更正等に伴い補正を行い、起債の限度額について４事業の総額で１，８８０万円の増額を行っております。

９ページ目をお願いします。

歳入予算ですが、国庫支出金では国庫補助金の総務費国庫補助金に戸籍附票情報システム標準化等に伴う事業費確定により、自治体システム標準化補助金１，８５７万９，０００円の減額を、デジタル基盤改革支援補助金、デジタル田園都市国家構想推進交付金では交付決定に伴い総額で５，０６９万２，０００円の追加を、土木費国庫補助金では、道路橋梁費国庫補助金の内示に伴い８７２万２，０００円の減額を計上しております。

１０ページ目をお願いいたします。

町債では、土木債に国庫補助金の内示及び事業費の追加等による事業費への町債充当に伴い、道路橋りょう債に町道上豊広線改良事業等３事業で９，４００万円、教育債の小学校債に文教施設整備事業９４０万円をそれぞれ追加計上しております。

１１ページ目をお願いします。

歳出予算ですが、総務費では総務管理費の財産管理費に大串グラウンド樹木伐採等周辺整備事業として町有財産管理費 604 万 9,000 円の追加を、民生費では、社会福祉費の社会福祉総務費に国の令和 5 年度物価高騰対応重点支援交付金事業として、新たな住民税非課税世帯、新たな住民税均等割世帯、定額減税調整給付金に関わる給付費及び事務費として総額で 2,151 万 6,000 円の追加を、12 ページ目をお願いします、児童福祉費の児童福祉総務費では、制度改革に伴うシステム改良費として児童手当等事務費 594 万円の追加を、13 ページ目をお願いします、教育費では、教育総務費の事務局費に大崎小学校屋内運動場結露対策工事のため文教施設維持管理費 940 万 5,000 円の追加を、同じく事務局諸費では教育 D X 環境構築事業における教職員 P C 調達方法の変更に伴う町立学校情報機器等整備事業 1,886 万 8,000 円の減額を、中学校費の学校管理費では、教育補助員雇用に伴い大崎上島中学校費 804 万円の追加を計上しております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問は一問一答方式とし、質問数の制限はありませんが、同一質問は回数は 3 回までとします。

それでは、質問される方はページ数、款項目節を言って質問してください。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第 49 号令和 6 年度大崎上島町一般会計補正予算（第 2 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４９号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第１３、議案第５０号財産の取得についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第５０号財産の取得について提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、電子黒板購入契約を締結することについて議会の議決を求めるものです。

当該契約は、５月２８日に指名競争入札を執行した結果、大和企画が落札し、６月３日に契約金額７９２万円で仮契約を締結しております。

契約の概要は、教材の作成における教員の負担軽減を図るため、またＧＩＧＡスクール構想において整備した機器を効果的に活用するため、町立小・中学校に電子黒板１８台を購入、整備することとしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第５０号財産の取得についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は議案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第14、発議第2号地方財政の充実・強化に関する意見書案を議題といたします。

提出者より趣旨説明をお願いいたします。

閑田大祐議員。

○1番（閑田大祐君） 発議第2号地方財政の充実・強化に関する意見書案について趣旨説明を行います。

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて、急激に進められている地方自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで骨太方針2021に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保することとしてきました。しかし、増大する財政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。このため、2025年度政府予算または地方財政の検討に当たっては、国と地方のそれぞれの役割を明らかにした上で、現行の地方一般財源水準の確保から一步踏み出し、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、政府に意見書を提出するものであります。

以上で発議第2号の趣旨説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） これで趣旨説明を終わります。

質疑、討論は省略いたします。

これより発議第2号地方財政の充実・強化に関する意見書案についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、発議第２号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第１５、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、大崎上島町会議規則第１２９条の規定により、別紙のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、別紙のとおり決定されました。

なお、緊急を要する場合は議長において議員の派遣を決定いたしますので、ご了承お願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第１６、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の事務調査の承認についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から各委員会における事務調査等の事件について、会議規則第７５条の規定によって閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

本案は各委員長の申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定されました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。したがって、会議規則第７条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで令和６年第２回大崎上島町議会定例会を閉会いたします。

午前９時４６分 閉会

会議経過を記載してその相違ないことを証するため署名する。

議 長

署名議員

署名議員